

令和4年4月22日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

都知事は4月21日、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、都内全域を区域とした、4月24日までのリバウンド警戒期間を5月22日まで延長し、基本的な感染防止策の徹底等を要請した。

区は、都の方針を受けて、4月25日から5月22日までの間、以下のとおり対応する。5月23日以降の対応は、別途決定する。

1 基本的な考え方

(1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いははじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いする。

混雑している場所や時間を避けて行動することをお願いする。

会食は、少人数、短時間で実施するようお願いする。

感染に不安を感じる区民に対し、都が実施する検査を受けることをお願いする。

(2) 区内の飲食店等のうち、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗（以下「認証店」という。）には、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とし、滞在時間を2時間以内とするようお願いする。

都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗（以下「非認証店」という。）については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供は午後9時までとするようお願いする。

引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

(1) 通常運営とする。ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいて、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。

(2) 少年自然の家は、通常運営とする。

【イベント・事業】

(1) 区が主催するイベント・事業は、収容定員を上限5,000人とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。

収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- (2) 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- (3) 混雑時の入場者の整理等の実施を徹底する。
- (4) 入浴は、引き続き禁止する。

3 区民の皆様へのお願い

3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いします。

混雑している場所や時間を避けて行動してください。

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するようお願いいたします。対応が難しい場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。

会食は、少人数、短時間とし、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するようお願いいたします。

感染に不安を感じる方は、都が実施する検査を受けてください。

4 区内事業者へのお願い

- (1) 飲食店等のうち認証店については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とし、滞在時間を2時間以内とするようお願いいたします。(全員の陰性の検査結果を確認した場合は除く。)

非認証店については、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供・持込は午前11時から午後9時までとするようお願いいたします。

営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

- (2) テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底するようお願いいたします。
- (3) 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYO ワクシオン等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組にご協力ください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。